

資料 4

○河川敷地占用許可制度についての見直しの提案について

- ・ 地方整備局等
- ・ 都道府県等

河川敷地占用許可準則の見直しに関する意見について

現行の河川敷地占用許可準則に関して見直したほうが良い点について、地方整備局、都道府県（河川管理者）及び政令指定市からの意見を求めたところ、概ね次のような提案があった。

1 占用主体について

占用主体の範囲については、占用物の維持管理が不十分になる、責任能力に疑問があるとの理由から現状のままとする意見と、民間主体等についても、一定の要件を満たす場合には占用許可すべきであるとの意見があったが、占用主体の範囲を拡大すべきとする意見には概ね次ぎのものがあった。

- ①施設によっては、民間主体による占用を認めるべき。
- ②範囲を拡大する場合には、原状回復義務等の占用廃止時のルールや保険・供託制度の検討が必要。
- ③占用施設が公共性又は公益性を有しており地域住民の同意を得ている場合には、民間主体の占用を認めるべき。
- ④河川のにぎわい創出やまちづくりの活性化に貢献する事業又は活動を行う団体を占用主体として認めるべき。
- ⑤良好な河川管理の増進に資する事業を行うNPOであり、かつ、その占用対象施設が河川敷地を占用すること以外では達成することができないと認められる施設である場合は占用を認めるべき。
- ⑥占用物件の的確な管理ができ、かつ、占用物の撤去・復旧まで確実にを行うことができると認められるNPOについては占用許可を認めるべき。
- ⑦NPOについては、河川のにぎわい創出やまちの活性化に貢献する事業又は活動を行うもの、河川環境の美化活動を目的とするもの、環境教育施設を占用するものについては占用許可を認めるべき。
- ⑧暫定係留施設について、民間事業者等に占用を認めるべき。

2 占用施設について

次の施設については、占用対象施設に加えるべきとの意見があった。

○ヘリコプター離発着場

* 防災用に限定すべき、用途限定せずの両意見があった。

○防災倉庫

○トイレ・売店・休憩所等（公共）

* 公園等と一体でないものも認めるべき。

○売店・オープンカフェ等店舗等
○街路灯・防犯カメラ

○舟運関係の料金所・案内所・観光表示看板
○案内板・記念碑
* 公共船着場と一体のものを認めるべき。

○花壇
○築（やな）（既存）
* 通年認めるべき、漁期のみとすべきの両意見があった。

○慰霊碑
○石碑・神社・地蔵等（既存）
○水田・畑（既存）

○駐車場
* 公園等と一体でないものも認めるべき、民間主体の駐車場占用を認めるべきとの意見があった。

○駐輪場

○家庭菜園
* 公的主体に限定すべき、NPO、民間にも認めるべきの両意見があった。

次の施設については、占用対象施設とすべきではないとの意見があった

○売店・オープンカフェ等の単独占用
○駐車場
○家庭菜園

* なお、（公共）は、公共団体等の公的主体にのみ占用を認めるべきとの意見である。
（既存）は、新規の占用は認めず、従来から河川敷地に存在するものについてののみ
占用を認めるべきとの意見である。

3 意見聴取制度について

市町村への意見聴取について、次のような場合については、何らかの例外規定を設けるべきという意見があった。

- ①新規及び変更を伴う更新ではない単純更新案件。
- ②新規案件でも都市計画等の手続の中で意見を聴いている案件。
- ③国及び都道府県の事業に係るもの。
- ④意見聴取は工作物の設置が主目的ではない面的占用の場合に限定。

4 占用申請手続きの簡素化について

占用の内容に変更のない継続申請の場合には、手続きを現在よりも簡易なものにすべきとの意見があった。

- ①電子メール、ハガキでの申請を可能とする。
- ②添付書類を全て又は極力省略する。
- ③自治体、電力会社、通信事業者等同時期に多数の物件が更新となるものについては、申請書及び許可書に一覧表の添付による処理を可能とする。
- ④第7第1項第1号～第4号の施設については、継続の意思表示があればよいこととする。

5 一時占用等について

一時占用についてその範囲を明確化にして欲しいとの意見のほか、次のような意見がある。

- ①自由使用の中で河川管理者として知っておく必要のあるものについての届出を制度化し、準則に規定し、統一された処理手続きとして欲しい。
- ②一時占用の場合の手続の詳細を定めて欲しい。

6 占用許可期間について

更新手続の簡略化を考えるべきで、占用許可期間の延長の必要性はないとの意見が多いが、第7第1項第2号に規定する占用施設に係る占用にあつては20年（若しくは30年以内に拡大すべきとの意見もあった。

7 包括占用許可制度について

包括占用許可制度について適用事例が少ないことについては、概ね次に掲げるような理由から適用が少ないのではないかととの意見があった。

《周知不足》

- ①当該制度のメリットや手続方法を市町村に示すなど工夫が必要。
- ②現状では、各市町村は当該制度について十分に理解していない。
- ③要件緩和より先に、具体的事例を示した当該制度のメリットを再度周知する方法を検討する必要がある。

《メリットがない》

- ①包括占用しても整備が遅れれば、占用範囲内を維持管理（草取り等）しなければならない、メリットはない。
- ②「河川敷地内に空間を先行確保すること」と「その反対給付としての維持管理と責任を負う」ことの比較衡量になる。
- ③制度を利用することによって発生する契約事務等の負担を負う以上のメリットがない。
- ④包括占用区域内における施設設置者は第6に規定する者に、施設は第7第1項に規定する施設に限定されていることから、直接、河川管理者に占用許可を受けられ

ば同様の行為が行なえることから、施設設置者を設定するメリットがない。

《制度的に工夫の余地がある》

- ① 占用主体を、都道府県、NPO法人、自治会等に拡大すべき（一方、市町村に対するPRが先で、拡大すべきでないとの意見がある。）
- ② 制度を都市計画決定によらないで市町村へ包括占用裁量権を与えるものとし、市町村が「まちづくり」の観点から、許可の範囲内で民間事業者やNPO法人に許可を与えるような要件緩和が必要。